

質 問 事 項

1 地域主権一括法について

- (1) 平成16年度～18年度の国の三位一体の改革により、地方交付税が削減されてきたがどの程度、市の財政に影響を受けてきたのか。
- (2) 今年度、すでに都道府県は一括交付金化されているが、その状況はどうか。
- (3) 政府は「義務付け、枠づけを見直す」「条例制定権を拡大した」「権限移譲だ」と地方の自主性を高めると言いながら、財源保障はしない。国は金を出さないが、福祉や教育、社会保障は地方で好きにやりなさいと、国の社会保障への責任放棄だと考える。これまでの補助金が一括交付金化されると総額が減らされる恐れがある。交付金の確保について国に働きかけるべきではないか。

回 答

- (1) 平成16年度から平成18年度までの三位一体改革により、本市財政への影響として、まず、国庫補助・負担金の廃止・縮減による減額が約70億円あり、これに対する税源移譲による増収が約74億円ありました。  
また、地方交付税については、臨時財政対策債を加えた実質的な交付税額が、約204億円の減となっており、これらを合わせ全体で約200億円の歳入減となりました。
- (2) 全国知事会の資料によると、都道府県分の自主戦略交付金の対象となった補助金等の平成23年度の総額は、前年度比マイナス約6%となっています。
- (3) 本市では、来年度からの交付金の導入を踏まえ、「国の施策及び予算に関する提案」いわゆる「白本要望」、「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」いわゆる「青本要望」の中で、指定都市共同で、「国の財源捻出を目的とした縮減を行うことなく、地方が必要とする総額を確保すること」など地域自主戦略交付金に係る要望を国に対して行っています。  
今後とも必要に応じ、他の指定都市と連携しながら、国に対し交付金の確保等について強く働きかけてまいります。

質 問 事 項

1 地域主権一括法について

- (4) これから、移譲される事務量は人員に換算してどれくらいになるか。必要な人員は確保できているか。これまでに移譲された業務内容と件数、それに伴い事務量はどうなったのか。今議会、提案されている34号議案 特定非営利活動促進法施行条例では、事務量・市が担う体制整備のための予算と人員はどうなるのか。
- (5) 平成25年3月31日までに条例制定しなければならないので、いずれにしても新年度内に、条例制定や改定が必要だがそのスケジュールはどうか。
- (6) 条例化に向けて利用者や関係団体等の意見を聞いたり、議会との調整はどう考えておられるか。具体的な作成作業と手続きについて伺う。

回 答

- (4) 移譲される事務は多岐にわたりますが、その大部分は既存の人員で対応できるものです。また、既存の人員で対応できない事務については、必要な人員を増員し、体制を整えてまいります。  
 一括法等によりこれまでに本市が権限移譲を受けた事務は、移譲を受ける事務の多くが平成24年4月1日施行であるため、現時点で既に移譲されているものは、災害対策基本法に基づく1件のみであり、事務量に特段の影響はありません。  
 広島市特定非営利活動促進法施行条例案に関して、条例施行後に事務を実施していくために必要な予算として225万2千円を計上するとともに、人員体制については、すでに所轄庁事務を行っている広島県の事務量や人員を参考に、専任職員2名と臨時職員1名を配置する予定です。
- (5) 条例制定等が必要なものについては、平成24年度中に条例案を提出することにしており、成案が得られたものから順次議会で御審議いただきたいと考えております。
- (6) 基準を検討するに当たっては、事務を所管する各局において、必要に応じて利用者や関係団体の意見を伺うなどした上で、本市の実情に応じた基準を決定いたします。  
 その上で、(5)でも述べましたとおり、成案が得られたものから順次議会で御審議いただきたいと考えております。

質 問 事 項

2 国保の広域化の問題について

- (1) 国保の広域化をすすめる協議会が開催される。運営主体が市町から県単位となれば、広島市民の負担はどうなるのか。これまで以上に増えるのではないかと不安の声が出ている。広域化の目的は何か。
- (2) 一般会計からの繰り入れで保険料の値上げを抑えたり、減免制度、悪質でない滞納者には資格証明書を出さないなど、負担を抑え、必要な医療を受けられるようにしてきた市の努力が、台無しになることはないのか。
- (3) 国保は、医療保険のなかで所得にたいして一番高い保険料である。これが広域化されて改善されるのか。どんなスタンスで広域化の協議に臨むのか。

回 答

2 国保の広域化の問題について

- (1) 広域化に伴う各市町の負担や保険料のあり方などについては、国民健康保険を県単位の広域的な運営に移行するために、来年度、広島県と複数の市町等で構成する検討会議を設置し検討することになっており、その中で、保険料負担などにどのような影響がでるのか協議していくことになると考えています。

広域化の目的につきましては、市町村が運営する国民健康保険には、小規模保険者が多く財政が不安定であること、被保険者の年齢構成による医療給付費の格差等に伴い、保険料負担に大きな違いが出ていることなどの課題があることから、こうした課題に対応するため、運営主体を市町村単位から都道府県単位の拡大し、財政基盤の安定化及び都道府県内の保険料負担の平準化を図ることをねらいとしているものと認識しています。

- (2) 広域化のねらいについては評価するところですが、広域化によって本市の被保険者に過度の負担が生じることや被保険者へのサービスが著しく低下することになれば、生活に大きな影響を及ぼすことから、慎重に対応する必要があると考えています。

そのため、今後、広域化に向けた検討の進捗状況に応じて、広島県や他の市町と十分に協議・調整を行っていききたいと考えています。

- (3) 今後、広島県が設置する検討会議において、広域化の趣旨を踏まえた上で、本市の被保険者にどのような影響があるのかについて見極めながら、県や他の市町と十分に協議・調整を行っていききたいと考えています。

一方で、国民健康保険は、他の医療保険に比べ、高齢者や低所得者の加入割合が高いことから、その財政基盤は極めて脆弱であり、さらに、高齢化に伴う医療費の増加や、近年の厳しい経済情勢による所得低下などにより、加入者の保険料負担は非常に重いものになっていると認識しています。

こうしたことから、これまでも、指定都市市長会や大都市民生主管局長会議等を通じて、国に対し、国庫負担率の引き上げなどを要望しており、今後の広域化の進捗状況を踏まえながら、国民健康保険事業の安定的な運営のための財政措置等について、引き続き要望してまいります。